

三重県後期高齢者医療広域連合長の専決処分事項の指定について

平成19年11月26日

議決

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第180条第1項の規定により、広域連合長において専決処分することができる事項を次のとおり指定する。

1件100万円（自動車事故に係るものについては、自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）の規定に基づく保険金額の最高限度額）以下の法律上の義務に属する損害賠償の額を定めること並びにこれらに伴う和解及び調停に関すること。